

令和6年6月

舟渡地区区民と区長との懇談会 報告書

板橋区政策経営部広聴広報課

目 次

	ページ
I　概要	1
II　区長冒頭挨拶	2
III　質問要旨及び区長回答	
1番　　小学生の放課後の居場所について	3
2番　　物流センター稼働後における通学路の交通安全について	3
3番　　喫煙のルール作りと周知について	4
4番　　荒川土手遊歩道の整備について	5
5番　　地域センターでのWeb環境について	6
6番　　エコポリス板橋地区環境行動委員会活動補助金について	6
7番　　板橋区コミュニティ活性化事業補助について	7
IV　懇談（意見交換）	
荒川河川敷におけるかわまちづくりについて	8
資料1 「板橋区かわまちづくり基本構想」	14
資料2 「舟渡地区における水害時の避難ルールブック」	28
V　区からの情報提供	34
VI　区長結び挨拶	36

I 概要

1 開催日時

令和6年6月27日（木） 14：00～15：30

2 開催場所

舟渡ホール

3 出席者

住民側 32名

町会・自治会及び関係団体	32名
発言者	7名
一般公募	0名
発言者	0名
傍聴者	0名

区側 13名

区長、政策経営部長、危機管理部長、区民文化部長、健康生きがい部長、子ども家庭部長、資源環境部長、都市整備部長、土木部長、かわまちづくり担当部長、地域教育力担当部長、舟渡地域センター所長、広聴広報課長（司会）

Ⅱ 区長冒頭挨拶

日頃から区政全般にわたり、ご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

舟渡地区の皆様には、花火大会、マラソン大会の開催に伴う環境整備活動や運営にも多大なるご協力をいただいており、「板橋ブランド」の創造と発信に大きな貢献をいただいているものと認識しております。重ねて感謝申し上げます。

さて、3月31日には「舟渡桜まつり」が開催され来る、7月23日、24日には「舟渡町会納涼盆踊り」がさらには7月26日から28日には板橋区立ハケ岳荘にて野外活動（キャンプ）が実施される予定と聞いております。

また、舟渡町会は今年で70周年を迎え、周年行事に向けて実行委員会を今年3月に立ち上げたと伺っております。同委員には、30代から60代前半の世代も多いと聞いております。

幅広い世代が積極的に町会活動に参加していることは町会活動をリードする次世代の人材を確保することにもつながり、舟渡町会の強みであり、魅力であると感じております。

今年度は、1月に策定した「いたばしNo.1実現プラン2025改訂版」の始動の年であります。

「未来を担う人づくり」「魅力ある元気なまちづくり」「安心・安全な環境づくり」に取り組み、次世代へつなげるSDGs未来都市として、持続可能な区政を皆様とともに実現してまいる所存です。

さて「安心・安全な環境づくり」の大きな柱となるものが「板橋区かわまちづくり基本構想」となります。

舟渡地区の皆様におかれましては、自治会活動などを通じた住民相互の親睦と交流のみならず、地域の活性化や安心・安全なまちづくりに多大なる貢献をされておりましたことに、敬意を表します。

先駆的にコミュニティ防災に取り組んでいる舟渡地区の皆様と、今後も、国、板橋区、地域が一丸となって大都市における水(みず)防災のモデルになる取組を進めてまいりたいと考えております。

今後も、「あたたかい人づくり、やさしい区政」を信条に、区民の皆様の心に寄り添った取組を進めるとともに継承と刷新の精神で積極果敢にチャレンジしてまいりますので、引き続き、区政に対するご理解とご支援をお願い申し上げます。

前回の舟渡地区における懇談会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和3年度が書面での開催でした。そのため、対面での開催は平成30年9月以来であり、早いもので6年が経過しようとしています。

本日は、地域の課題はもとより、区政全般にわたる課題や、ご要望などを、直接、お伺いできる貴重な機会となりますので、これを活かした地域の課題解決、区の発展につなげてまいりたいと考えています。

短い時間となりますが、有意義な懇談会にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

舟渡地区区民と区長との懇談会 第一部 質問要旨及び区長回答

1番 小学生の放課後の居場所について

舟渡町会ご質問（要旨）

公園や舟渡ホール以外に、小学生が放課後過ごす場所があまり無いと感じている。児童館などは未就学児が優先され、小学生が遊べるエリアが限定されている。子どもの知的好奇心を刺激し、集まって少し盛り上がれるような居場所を提供して欲しい。

区長回答

区は、すべての小学生が利用できる放課後の居場所として、学校施設等を活用したあいキッズを実施していますが、学年が上がるほど利用率は下がる傾向にあります。

そのため、毎年度実施している児童・保護者へのあいキッズに関するアンケートの結果を踏まえ、中高学年児童にとっても、より利用しやすいあいキッズとなるよう、各あいキッズの運営に子どもたちの意見を取り入れる仕組みづくりなどの検討をしていきます。

また、子どもたちが安全にのびのび遊べるように、土曜・日曜・祝日の午後、区立小学校の校庭を開放しており、各校に指導員を配置し、遊具の貸し出しや子どもたちへの指導を行っています。

さらに、子どもたちの居場所づくりを目的として、保護者や地域の方々により組織された各校の学校開放協力会が、学校施設等を使用して、土曜・日曜や放課後にイベント、クラブ活動等を行っています。

一方で、児童館は、あいキッズを区立全小学校に展開したことと併せ、乳幼児親子をメインターゲットとしたCAP'Sという先進的な施設へ転換し、好評をいただいている、舟渡地区の志村橋児童館も同様のため、現状では、小学生が集まって盛り上がる場所としては適さない状況にあります。

まずは、小学生の放課後の居場所として、あいキッズの魅力向上と利用促進に努めつつ、学校や家庭に居づらい子どもたちの居場所づくりという課題にも配慮しながら、多様な選択肢について引き続き検討していきます。

2番 物流センター稼働後における通学路の交通安全について

舟渡町会ご質問（要旨）

舟渡四丁目に完成予定である物流センターの稼働後も、小学校通学路上をトラックが横断することはないと事業者から聞いています。しかしながら、渋滞回避のため抜け道をする車の増加や、車道が渋滞することによる自転車の歩道走行が増加すると思われ、通学路が間接的に危険になると考えている。

そのため、シルバー委託職員等の増員を板橋区にお願いするとともに、抜け道を通過した業者への罰則強化、交通量が想定以上に増加した場合の稼働停止指示など、子どもの安全を守るために施策の検討を事業者に要請してもらえないか。また、小学校前のスクールゾーンへの馬出し（車が入って来られないようにするための柵）について土木部から置かないよう指示があった中、どのようにしたらスクールゾーンへの車の通行を防止できるか検討して欲しい。

区長回答

舟渡四丁目に建設している大規模物流施設は、本年9月末に竣工予定と聞いています。

物流施設の稼働後に交通量の増加に伴う、周辺交通への配慮や登下校時の児童の交通安全確保について、継続した地域への説明の実施並びに施設運用においても施設を利用する車両が、予め決められたルート以外への進入や、抜け道利用などが起きないよう、事業者側に安全対策を講じるよう区として要望してきたところです。

区は、学校の通学路について、学童擁護員の配置のほか、防犯カメラ・ガードレール設置等のハード面の整備、子ども見守り隊・スクールガードによる見守り活動や警察による交通違反取締強化等のソフト面の対策など、総合的に安全確保を図っています。

また、個別の箇所における対策については、毎年各学校が行う通学路安全点検の報告を受けて、警察や道路管理者等の関係機関による合同点検を実施し、当該箇所に最適なものを検討しています。

ご要望の学童擁護員の増員については、合同点検

舟渡地区区民と区長との懇談会 第一部 質問要旨及び区長回答

の結果を踏まえ、追加配置の優先度等を勘案し、検討していきます。

次に、スクールゾーン入口に置く柵については、柵が強風で飛ばされ、駐車中の車に当たる事故が発生したことや、道路脇や植え込み地に柵が放置されることなどから、警察署と協議の上、柵を置くことを原則廃止としました。

柵を置かない場合の対策としては、電柱にターポリン製の幕を設置したり、スクールゾーンの入口の路面に「スクールゾーン」と白線で大きく標示をしたりすることで、車両に対する注意喚起を行い、さらに警察署と連携してパトロールを強化することで、車両の通行を防止しているところです。

なお、設置の責任者を明確にし、強風時に柵を設置しないことや、出し入れの時間を守っていただくこと、道路脇などに置かず自宅等決まった場所に保管していただくことなどの管理条件を守っていただけの場合に限り、引き続き、柵を置くことができるとしています。

今後も、舟渡小学校のスクールゾーンについて様々な安全対策を図ってまいりますので、地域のみなさまにおかれましても、子ども達の見守りをよろしくお願いします。

3番 喫煙のルール作りと周知について

舟渡町会ご質問（要旨）

職場や飲食店での望まない受動喫煙を防止するための分煙は進んだが、喫煙場所が少なくなったことで、歩きたばこや公園等での喫煙が増えた。

受動喫煙は有害である。喫煙者は大人であり、喫煙のルールを作成し、しっかり周知をしてもらいたい。（喫煙所マップの作成や路上プリント、掲示板でのお知らせなど）

将来的には、「喫煙は喫煙所」になることが理想だと思うが、板橋区としてはどう考えるか。

区長回答

区では、たばこを吸う人と、吸わない人が共存するまちを目指しています。

令和2年4月から全面施行された改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例では、飲食店やオフィスなど原則「屋内」でたばこを吸うことはできなくなりましたが、「屋外」は規制がなく、法で“配慮義務”が規定されるのみとなっています。

板橋区のルールとして、条例にて、区内全域において「ポイ捨て」の禁止と、「歩きたばこをしないよう」に努力義務を規定しています。

また、「8地区の路上」と「区立公園」は全面禁煙と規定しています。

罰則等の規定はありませんが、区内24の駅頭に喫煙マナー指導員を巡回配置し、午前または午後の時間帯に呼びかけ指導を行っているほか、年間約30回程度、啓発音声を流しながら清掃活動を行う迷惑喫煙防止キャンペーンを実施しています。

あわせて、区が管理する道路上への路面ペイントの実施や、区の広報車による啓発アナウンス等を実施しています。

さらに、板橋区立の公園については、周知用掲示物を公園内に掲示するとともに、警備員による区立公園内の禁煙化対策巡回も行っています。

喫煙、禁煙に関しては厚生労働省においても、平成4年から、5月31日の世界禁煙デーに始まる1週間を「禁煙週間」と定めており、区ではそれに合わせて受動喫煙の防止について、広報いたばしに掲

舟渡地区区民と区長との懇談会 第一部 質問要旨及び区長回答

載しています。また、区民まつり等のイベントにおいても受動喫煙対策の周知啓発を行っています。

現状での課題は多いですが、喫煙マナーが区民にご理解いただけけるよう、今後も引き続き、喫煙者等への啓発活動を通じ、迷惑行為の防止に取り組んでいきます。

4番 荒川土手遊歩道の整備について

舟渡町会ご質問（要旨）

浮間公園から東（北区）側および埼京線から西側の遊歩道は、広く綺麗に整備されている。一方で、舟渡1丁目および2丁目に面している荒川土手遊歩道および堤防部分（斜面）だけが取り残されており、道路はガタガタで狭く、雑草が生い茂っているため、整備をお願いしたい。

区長回答

区でも現地を改めて確認したところ、堤防の天端にある通路について、ご指摘いただいた箇所がその周辺に比べて幅が少し狭く、また堤防斜面の草木が伸びていたこともあり、歩きにくい状況を確認しました。

この箇所を管理する荒川下流河川事務所に、ご要望を伝えたところ、斜面の除草は5月中旬に完了したとの回答がありました。

通路の幅を拡幅することについては、過去に堤防強化対策を完了している区間であることから、新たな整備は難しいとの回答でしたが、除草や路面の凹凸の解消など、日常の維持管理が適切に行われるよう、機会を捉えて、荒川下流河川事務所に要望を続けていきます。

舟渡地区区民と区長との懇談会 第一部 質問要旨及び区長回答

5番 地域センターでのWeb環境について

舟渡町会ご質問（要旨）

地域センターに集まって行う会議等について、これまで仕事などで参加できない方もおり、また、町会や青健他団体での高齢化により直接出向くことが困難になっている。

現在、一般的な会議施設はWeb環境が十分に整備されている。そのため、一般に貸出をしている公共施設（地域センターやホールなど）の会議室についても、テレビモニターやweb会議用の収音マイクの設置等、ハイブリッドな会議ができるようWeb環境を整備して欲しい。

区長回答

現時点でも、地域センターに配備されているiPadやモバイルルータを使用し、地域センターと関係団体との間でweb会議を開催する事は可能ですが、参加者の自宅などから参加する場合は各自で機器を準備する必要があります。

また、会議参加者には機器の準備とあわせて、適切な操作方法を習得していただくなど、事前の調整が必要となります。

全ての地域センターやホールの貸室にテレビモニターや収音マイクなどのWeb環境を整えることは難しいですが、要望を踏まえweb環境の整備に向けて引き続き検討していきます。

6番 エコポリス板橋地区環境行動委員会活動補助金について

舟渡町会ご質問（要旨）

令和3年度申請分から、補助金の割合が4分の3から2分の1に引き下げられたが、今後4分の3に戻す予定はあるか。（舟渡地区では、板橋花火大会や板橋cityマラソンにおける会場の清掃など活動が活発であるが、現補助金の割合では、活動が現状維持あるいは縮小傾向にならざるを得ない。）

また、補助金については区の財政状況にもよると思われるため、現在の財政状況及び今後の財政状況の見通しを伺いたい。

区長回答

舟渡地区をはじめとして、各地区の環境行動委員会の活動は、地域に根ざし、その特徴を生かした取組みとして、区の環境政策において、重要なものであると認識しています。

区の財政状況は、先行き不透明な要素はありますが、比較的安定した歳入環境にあります。

今回、ご質問の補助金については、引き続き、積極的に活動していただくためにも、従前に戻すよう、進めさせていただきますので、更なる、区の環境施策にご理解、ご協力をお願いします。

7番 板橋区コミュニティ活性化事業補助について

て

舟渡町会ご質問（要旨）

桜まつりに関して、昨今の物価高騰の影響により予算の工面が難しくなってきてている。そのため、板橋区コミュニティ活性化事業において、物価高騰対策として令和6年度の補助金を増額する予定があるのか伺いたい。

区長回答

区では、板橋区町会連合会の各支部がコミュニティ活性化事業を実施するにあたり、各支部からの申請に基づき、これに係る経費の一部を補助しています。

各支部からは、特に桜まつりをはじめとした地区まつりの実施にあたり、物価高騰の影響で予算が厳しい状況にある旨の相談を受けています。

令和6年度については補助金の増額予定はありませんが、物価や人件費高騰の動向を踏まえ、令和7年度以降の補助金について、増額も含めて検討します。

荒川河川敷におけるかわまちづくりについて

発表内容

第二部では舟渡地区の地域全体に関わるテーマについて深掘りしていくということで、荒川河川敷に関する内容を議題とさせていただければと思います。

舟渡地区は北に荒川、西に新河岸川が隣接しており、水害対策や河川敷を活用した賑わいの創出について、地域住民にとって非常に興味関心が高い、また重要なテーマとなっております。

このような中、板橋区では荒川河川敷を活用した「板橋区かわまちづくり基本構想」（資料1）を打ち出したとお聞きしております。

そこで、今回は「かわまちづくり」について議論を深めていければと考えておりますが、はじめに参加していただいている皆様に、「板橋区かわまちづくり基本構想」がどのような内容なのか概要を知っていただく必要がございますので、板橋区のご担当者様から、本件について概要をご説明していただけますでしょうか。

区からの説明

※「板橋区かわまちづくり基本構想」を用いて説明

●表題について

「ITTA KAWAMACHI PROJECT」となっており、これまでにない大きな計画づくりを進めて行く予定です。ご覧いただいている画像は、「かわまちづくり」の舞台となる荒川河川敷をデザイン画で表しており、左手が上流＝笹目橋、右手が下流＝戸田橋で、この橋の間が約4.6kmとなっており、上流から見て「右側の岸」となる、荒川の右岸が板橋区のエリアとなっています。

●かわまちづくり支援制度への登録（基本構想P1）

「①かわまちづくり支援制度」についてですが、特徴として、地域住民、河川管理者、さらには参加する事業者などと、地元自治体として「区」が連携して「良好な空間形成を目指す」という取組を推進するために、「板橋区 かわまちづくり協議会」を設

置しております。

右手の賞状は、国土交通省から「かわまちづくり支援制度」に登録されたことを示す内容として令和3年8月に認定され、国との連携が開始されました。

●板橋区かわまちづくり計画（基本構想P3）

昨年度末となる、令和6年1月29日に公表したかわまちづくり基本構想は、本質として「防災の視点」を軸に「にぎわい創出」を加えた、板橋区ならではの「取組」として、「新たな魅力創出」を目指していくものです。

また、「②板橋区かわまちづくり計画の位置付け」についてですが、既存の計画（点線の左側）と連動し、進めて行く体制を整えております。

●板橋区かわまちづくり計画のコンセプト（基本構想P4）

コンセプトは、「自然体験型 アーバン リバーパーク」です。板橋区という「都市」にある荒川河川敷において、自然体験などができるような唯一無二の「公園空間」として、機能拡充を目指します。コンセプトの軸として、中心に「防災」として「水災害時に命を守る場」を配置しつつ、全部で5つの視点で構成しています。

●推進体制及び今後のスケジュール（基本構想P5）

今年度から「かわまちづくりの専任組織」として、新設の組織体制を整え、庁内の7部署が連携して、かわまちづくりの取組を進めてまいります。

今後は、「事業手法の検討」により、市場調査を実施して実効性を確認し、広大な河川敷での計画として、民間事業者のノウハウを活用しつつ、検討を進めていく予定です。

●板橋区かわまちづくり基本構想の概要（基本構想P6）

左側、上流側のスポーツゾーンでは、「第1期 計画区域」として、かわまちづくりの整備は既に始まっています。赤枠内の「新河岸陸上競技場」から、荒川堤防の上部をつなぐ「連絡通路」となる橋の整備です。

舟渡地区区民と区長との懇談会 第二部 懇談（意見交換）

●第1期かわまちづくり整備（令和4年度から7年度）について（基本構想P7）

令和7年度末（令和8年3月）を目標に、「新河岸陸上競技場」から堤防に渡れる「連絡通路」が完成し、荒川が氾濫した際は「緊急一時退避場所」として「新河岸陸上競技場から笛目橋まで」避難できるルートを確保するため、国土交通省の協力を得ながら、相互に連携して進めています。

この「連絡通路」は、荒川の氾濫が想定される際に、新河岸陸上競技場が、地域住民の命を守る「緊急一時退避場所」となります。

荒川が氾濫した際に、浸水エリア内で孤立しないための「脱出ルート」を確保することにより、防災性の向上を目指します。

命を守る「緊急一時退避場所」と、「脱出ルート」の確保をセットにすることにより、区民の安全・安心を守る取組です。

この連絡通路からの避難については、昨年、令和5年度末までに、戸田市と「災害時相互援助協定」を締結しており、確実な「避難先への移動経路」を確保しています。

●第2期かわまちづくり整備（令和7年度以降）について（基本構想P8）

初めに、全体整備のイメージ図をお示ししています。下流側の戸田橋から約2キロを整備する範囲として、5つのゾーン分けを想定します。

各ゾーンをつなぐ、「親水プロムナード＝歩行や移動の経路」を整備して、それぞれの移動を促し、回遊性を確保する構想です。

整備の考え方としては、河川敷特有の課題があります。

●その他の説明・まとめ

今回公表しました、かわまちづくり基本構想は、板橋区内に在住される、工業デザイナー「水戸岡鋭治氏」のイメージイラストにより、視覚的に捉えた分かりやすい表現を実現しております。

荒川のルーツは、隅田川の氾濫を避ける「放水路」という使命があります。

一般的に「川・河川」は、管理上のルールとして、増水時に川の流れを妨げるような「固定された施設」

は作れないため、移動できる車両など、工夫を重ねて、トイレやカフェなどの整備を検討していきます。

ご説明してまいりました、「板橋区 かわまちづくり計画」は、出発点は「皆さんの命を守る防災の視点」です。防災の視点に加えて、荒川河川敷という魅力的な「地域資源」を、より有効にご利用いただくことで、多くの人が集う「にぎわい創出」につながる、水辺空間を作る考えです。

この事業は、国土交通省 荒川下流河川事務所との協働事業であり、将来的には全国的に誇れるような「かわまちづくり」を目指して進めて参ります。

ご質問・ご要望（要旨）

1 荒川及び新河岸川における水害対策について

2019年10月の台風19号に伴い、荒川と新河岸川が、あと数メートルで氾濫するという事態になった。そのため、「かわまちづくり」では、区の莫大な資金を使って構築しても、前出の勢力を持った台風などで流されてしまうことが懸念される。また、上記氾濫による舟渡住民の生活および生命の安全の担保がより重要である。

それについて、板橋区の考え方や物理的構築の計画について示して欲しい。

2 荒川河川敷を活用した賑わいの創出について

①コミュニティバスの運行およびITTA TRAINの延長について

荒川河川敷は、浮間舟渡駅、西台駅、蓮根駅からかなり離れており、舟渡の住民も1丁目及び2丁目に多く住んでいる。そのため、浮間舟渡駅からのコミュニティバスの運行、浮間公園奥の荒川河川敷からのITTA TRAINの延長などを考えてもらえないか。

②にぎわいを創出する施設設置に関する要望について

より多くの集客のため、観光名所の一つとなるような大型イルミネーションの設置等、にぎわいを創出する施設を設置して欲しい。

かわまちづくり担当部長・危機管理部長
質問1に対する回答

【かわまちづくり担当部】

日頃から、土木行政・防災行政をはじめとした区の事務事業にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

・かわまちづくり基本構想について

まず、「かわまちづくり」とは、平成21年度に国土交通省の支援事業として制度がつくられ、特徴は、地元自治体、地域住民、河川管理者、関連企業者などで構成される協議会により、地域特性に合わせた計画を作成し、国土交通省に提出・承認のうえ、進める取組です。

昨年度末に公表した、かわまちづくり基本構想では、コンセプトは、「自然体験型 アーバンリバーパーク」で、中心軸が①防災で、特に水（みず）防災を中心に、②スポーツ・文化、③水辺のにぎわい、④自然・環境、そして⑤モビリティという、5つの観点で構成した構想で、荒川河川敷において、自然体験などができる「公園空間」の機能拡充を目指します。

・「かわまちづくり」への水害対策に関する回答

現在進める、かわまちづくり計画では、当初から、防災面の強化を目的として開始したことが、板橋区の大きな特徴であり、荒川河川敷における「防災（水（みず）災害）」と、「にぎわい創出」の2つの軸により、整備を進める方向性で、先行して、水害時に命を守る「緊急一時退避場所」となる新河岸陸上競技場と荒川の堤防をつなぐ、連絡通路を整備する予定です。

具体的な事例として、トイレ、シャワー、EV電源、モニターなど、これまでの対策に加え、災害時には即時活用が可能となる「移動式」の車両導入を検討しており、これらは、平常時には「にぎわいの創出」を利用するが、震災時には、区内の避難所等での活用や、他自治体の被災地支援にも活用する想定で、配備時期や手法など、検討を進めています。

また、今後、荒川河川敷に整備する予定の親水広

場やキャンプ場等も、平常時には「にぎわいの創出」につながるものであるが、震災時には、テント避難や車両避難の拠点とする想定です。

区は荒川の河川管理者である、国土交通省 荒川下流河川事務所と、また、新河岸川は東京都建設局と、連携を強化して「かわまちづくり」の協議を進めており、広域的な水害対策などを把握しています。

特に、国土交通省の治水対策「荒川第二・三調節池（ちょうせつち）」は、荒川流域に効果が大きく、本日は、動画を用いて説明させていただきます。（河川水位40～50センチ程度抑制可能、令和12年に完成予定）

※動画はYouTube「国土交通省 関東地方整備局 広報チャンネル」でも公開（BIM/CIMで見る 荒川第二・三調節池事業 一国土交通省 関東地方整備局 荒川調節池工事事務所一）

<https://www.youtube.com/watch?v=U7cAT18oeck>

〈動画の説明内容について〉

荒川の上流で整備が進められている「荒川第2・第3調節池」について、「荒川調節地工事事務所」より提供いただいた視覚的にわかりやすい動画資料を用いて、ご説明させていただきます。

動画の表題は「荒川第2・第3調節池事業」で、とても規模の大きな工事です。荒川の治水＝洪水や高潮などの水災害から、人間の生命・財産・生活を守るために、この事業の役割は大きいと聞いております。

（動画20秒の説明）

現在は「荒川第1調節池」の整備が完成しております。戸田市と和光市の間にある「彩湖」が調節池です。画面の右端、笹目橋の上流にある「水門」から始まり、上流は武蔵野線にまで至る、大きな湖です。

ここは、平成15年度に完成しており、洪水時の貯水量は約3,900万m³となり、これは、小学校のプール（約422m³）92,500杯分です。

令和5年度における日本全国の小学校の数は、約

舟渡地区区民と区長との懇談会 第二部 懇談（意見交換）

18,980 枝のため、日本中の小学校×4.8 倍の小学校プールと同じ水量になります。途方もない量です。

（動画 30 秒の説明）

さらに、今後整備される調節池は、第2が国道463号（浦和所沢バイパス）「羽根倉橋」から上流「埼京線」まで、約 460ha（ヘクタール）。第3が「埼京線」から国道 16 号を越え、上尾市の県道51号「開平橋」まで、約 300ha です。

（動画 38 秒の説明）

第2・第3を合わせた 760 ha という面積は、荒川に近接する、舟渡1～4丁目に加え、新河岸1～3丁目、高島平1～9丁目、さらに蓮根1～3丁目を加えた、合計 19 の町丁目とほぼ同じ面積です。

整備が完了すると、合計2つの調節池全体で、洪水時の貯水量は約 5,100 万 m³で、小学校のプール（約 422 m³）120,853 杯分です。さらに、第1を含めた3つの調節池を合わせると、9,000 万 m³となります。

（動画 54 秒の説明）

調節池の「外側」にある堤防＝周囲堤（しゅうい）は完成しており、荒川本流との境になる貯水池との境＝周囲堤（いぎょうてい）や、貯留後（ちよりゆうご）に開ける排水門の整備を進めている状況です。

（動画 1 分 25 秒の説明）

第2と第3の調節池を分ける埼京線は、仕切堤（しきりてい）として機能する堤防ですが、上流側に新設して「新たな機能」を持った堤の上を走る計画だと聞いています。

（動画 1 分 39秒からの説明）

第3 調節池の排水門…

そして遙か上流の「越水堤（えっすいてい）」です。

<1 分 54 秒>

第3 調節池の上流端となる、開平橋です。大きいです。<2 分 1 秒>

（動画 2 分 25 秒からの説明）

荒川の増水時に、どのように調節池に水が流入するか、動画を見ていきます。

荒川本流の増水があると、境になる貯水池との境＝周囲堤に、少し高さを低くして設置する「越水堤」を水が越えて貯水池（ちょすいち）に流入します。

先に、小規模・中規模の洪水時に起きる状況です。

次に、大規模の洪水時に起きる状況です。<2 分 51 秒>

（動画 3 分 40 秒の説明）

ご覧いただいている動画通り、荒川左岸の上流、上尾市・さいたま市・川越市の4つのゴルフ場を包含するほどの大きな調節池が完成すると、効果としての数値は、令和元年「東日本豪雨」の降雨と同じ状況で想定すると約 30～40 cm は水位が下がる効果があるとされています。

（北区 岩淵水門近辺のシミュレーション）

（動画 4 分 10 秒からの説明）

調節池内の土地において、荒川増水時の水の流入は、今より遅いタイミングとなり、水に浸かっている時間は、現状と同様か、短くなる想定だそうです。

このように、「かわまちづくり」を通じて、国土交通省と連携した関係により区の防災対策（水害対策）は、向上しています。

（動画説明終わり）

かわまちづくり計画の取組を進めることにより、災害対策を拡充し区民の安心・安全を確保しつつ、にぎわい創出を目指していきます。

【ここから危機管理部】

日頃から、区の防災行政にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。次に、舟渡住民の生活および生命の安全担保について回答します。

舟渡町会では、長年にわたりコミュニティ防災を取り組んでおり、平成26年に「舟渡地区における水害時の避難ルールブック」を作成しました。また、令和4年には改訂版も作成し、地域内の全戸に配布

しています。

この取組に対し、深く敬意を表するとともに、区の中でも、住民主体の水害対策に取り組んでいる先進的なモデル地区であると認識しています。

既にご承知の内容ではあるが、「舟渡地区における水害時の避難ルールブック」(資料2)について、パワーポイントの資料を活用し、簡単にご案内させていただきます。

〈ルールブックの説明〉

※MFLP・LOGIFRONT 東京板橋の説明も含む

●表題について

ルールブックは30頁を超える内容のため、特徴的な部分を抜粋しております。

●「より適切な避難に向けて命を守るには」について

3つの避難の形について、まず1つ目は、荒川の決壊を含む大規模な水害が想定される場合、浸水のおそれがない地域に居住する家族、親戚、知人の家やホテルなどへ早めに避難する「縁故避難（分散避難）」です。

2つ目は高台避難（避難所避難）です。荒川の氾濫の可能性があり、かつ、中小河川の氾濫の危険度が高まった場合、区は、南部の高台に区の職員が運営する避難所（最大70か所）を設置します。

3つ目は緊急垂直避難です。高台へ避難する時間的猶予がない場合、4階以上の建物に移動し避難するという考え方です。

この考え方を受け、舟渡四丁目に建設中の大規模物流施設「MFLP・LOGIFRONT 東京板橋」につきまして、逃げ遅れた方の命を守る緊急一時退避場所としての活用に向けて区では調整を進めています。本施設では最大1,000名程度の受け入れが可能と考えております。完成予定期は令和6年9月末であり、今後、地域住民の皆様にも、説明会等で施設のご案内をさせていただく予定ですので、是非ご参加ください。

●水害時の避難ルールについて

避難の開始時期についてですが、区では、荒川に

おける岩淵水門の水位が4.1メートルを超えると、高齢者等避難を発令し、6.5メートルを超えると避難指示を発令することになっています。

舟渡地区的ルールブックでは、区の基準よりも少し早い段階での避難開始（岩淵水門の水位が約4mを超過し、さらに水位が上昇すると見込まれる時に要配慮者が避難を開始し、水位が約6m7を超過し、さらに水位が上昇すると見込まれる時に地域住民全員が避難を開始する）を定めていただいています。避難が必要な場合は、迷いなく避難をお願いします。

●バスでの避難（要配慮者）について

舟渡地区ではバスでの避難の仕組みを構築されており、舟渡町会では、要配慮者が避難所に移動する際、日本中央バスの援助協力をお願いしています

高齢者等避難が発令された時、発令から3時間以内に舟渡小学校に集まっていたり、バスで避難所（志村第四小学校、志村第二小学校）に向かいます。

区内では珍しく、非常に特徴的な取組となっております。

●舟渡町会コミュニティタイムラインについて

タイムラインでは、避難の準備をするステージ1、高齢者等避難を開始するステージ2、避難指示に相当するステージ3、緊急安全確保に該当するステージ4に分かれています。

ステージ2では縁故避難（分散避難）を始めていただき、ステージ3では高台避難（避難所避難）を開始し、ステージ4では避難を完了し安全が確保されているというタイムラインになっていますので、この通り避難行動をお願いしたいと考えております。

〈ルールブックの説明終わり〉

最後に、避難が必要な時は避難していただきたいですが、荒川については、通常は、自然を感じることができるとされる区の貴重な空間であるため、防災面の強化を図りつつ、多くの区民が集まる「自然体験型のアーバンリバーパーク」となるよう、組織横断的に進めています。

かわまちづくり担当部長 質問2に対する回答

①コミュニティバスの運行およびITTA TRAINの延長について

かわまちづくりの計画にとって、荒川河川敷まで直接、移動できる交通アクセスを確立することが、にぎわいの創出にとっても、重要な課題だと認識しています

JR埼京線や、都営地下鉄三田線の沿線近隣駅からの、新たなアクセス経路を確保したいと考えており、今後「かわまちづくり」の一環として、具体化について検討していきます。

②にぎわいを創出する施設設置に関する要望について

荒川河川敷で、にぎわいを創出するにあたり、民間活力を導入した事業継続性など、市場の状況を把握する「サウンディング調査」の中で、来客数の増加につながる手法を決めていきます。

また、準備作業の進捗に合わせ、区と協力して「かわまちづくり事業」を進めるパートナー事業者を選定し、多くの集客を可能とする、施設など整備内容について、検討を進めていく予定です。

区長総括

日頃から区の事業に対し、ご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

区は、令和6年1月29日、板橋区かわまちづくり基本構想「ITTA（イッタ）KAWAMACHI PROJECT」を年頭の定例記者会見の場にて発表し、「防災」の視点を軸に「にぎわい」を加えた、板橋区ならではの取組として、公表したところです。

これまでの防災・減災対策に加え、昨今は局地的な降雨による水防災への対策、さらには、台風19号の経験を踏まえた「防災機能強化」により「災害に強いまちづくり」への対応が、喫緊の課題と捉えています。

特に、舟渡地区の皆さまは、平成23年から「地域防災力向上」について議論を重ねていただき、平成26年にはタイムラインの視点を区内でいち早く取り入れ「水害時の避難ルールブック」を策定し、

令和4年には改訂版も策定していることから、地域が一丸となり取組を進めており、防災力は区内随一を感じています。

舟渡地区的取組は「都市防災の成果」と捉えており、さらに防災力を向上させていくために、国や都と連携した「かわまちづくり」を契機として進める中で、水防災をはじめとする、防災機能を充実させていきます。

荒川河川敷は、武蔵野台地が織りなす「原風景」の一部として、都市化された板橋区において、水への畏(おそ)れとともに、自然が生み出す豊かさを感じる歴史的な空間です。

かわまちづくりの取組により、「自然体験型アーバンリバーパーク」というコンセプトのとおり、自然豊かな広大な空間の持つ潜在力から「新たな価値」を生み出していく、防災の観点を軸にしつつも、生活に豊かさを加えていく、大きな可能性があると考えています。

唯一無二の取組により、多くの区民に安心感や一体感を与え、区のかわまちづくりが成長することで、区民の皆さまが「愛着」や「誇り」を感じていただくことが何よりも大切である、という強い思いにより、「かわまちづくり計画」という、大きな取組を進めています。

ITTA KAWAMACHI PROJECT



板橋区かわまちづくり基本構想

令和6年1月29日

板 橋 区

目次

- 1** かわまちづくり支援制度への登録 … 1
- 2** 魅力的な荒川河川敷 … 2
- 3** 板橋区かわまちづくり計画 … 3
- 4** 板橋区かわまちづくり計画のコンセプト … 4
- 5** 推進体制及び今後のスケジュール … 5
- 6** 板橋区かわまちづくり基本構想の概要 … 6
- 7** 第1期かわまちづくり整備 … 7
(令和4年度から7年度)
- 8** 第2期かわまちづくり整備 … 8
(令和7年度以降)

荒川河川敷の位置



1 かわまちづくり支援制度への登録

① かわまちづくり支援制度

「かわまちづくり」とは、市区町村や民間事業者、地域住民等と河川管理者が各自の取組を連携することにより、河川空間とまち空間が融合し、にぎわいあるまちづくりによる地域活性化に資する良好な空間形成を目指す取組を言います。国土交通省では、「かわまちづくり」の支援として、「かわまちづくり支援制度」を実施しています。

【かわまちづくり事例】

オープンカフェ



カヌー・SUP



キャンプ・バーベキュー



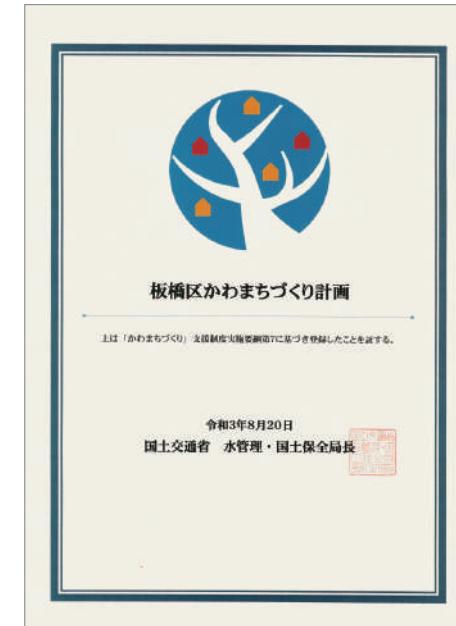
環境学習・自然体験



② 区の取組

区では、荒川に関する施策として「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」において、モデル地区に指定された舟渡・新河岸地区の避難場所確保等に関する検討に取り組むほか、誰もが親しめるスポーツ環境の整備等に取り組んでいます。

区は水害時における地域防災力の向上や河川敷の利活用による「板橋区かわまちづくり計画」を申請したところ、その必要性、実現可能性が高いと判断され、令和3年8月20日に、「かわまちづくり支援制度」に登録されることとなりました。



2 魅力的な荒川河川敷

板橋区を流れる荒川は、明治末期の2度の大洪水を契機として洪水からまちを守るためにつくられた人工の放水路ですが、完成して約100年経った現在では人工のものとは思えないほど、ひとつの風景として地域に定着し親しまれています。

荒川河川敷は、極度に都市化された板橋区内にあって、残された貴重な空間として、自然に触れ合える場、レクリエーションを楽しめる場、地震時の避難場所など、多面的な利活用が求められています。

また、全長約4.3kmに及ぶ広大なオープンスペースでもある区内荒川河川敷は、野球場等の多くのスポーツ施設があるとともに、「板橋Cityマラソン」の会場となるなど、スポーツの拠点となっています。さらに、夏の「いたばし花火大会」などのイベントにも活用され、区内に親しまれています。

この魅力的な荒川河川敷を、板橋区のブランドとして創造・発信するとともに、交流人口の増加やにぎわいの創出につながる水辺空間を形成するために、「板橋区かわまちづくり計画」を進めていきます。

【荒川及び河川敷】



【自然地(生物生態園)】



③ 板橋区かわまちづくり計画

① 板橋区かわまちづくり計画の目的

古くから培われた地域の歴史や文化、区民生活とのつながりなど、荒川河川敷にはその地域特有の資源が眠っています。

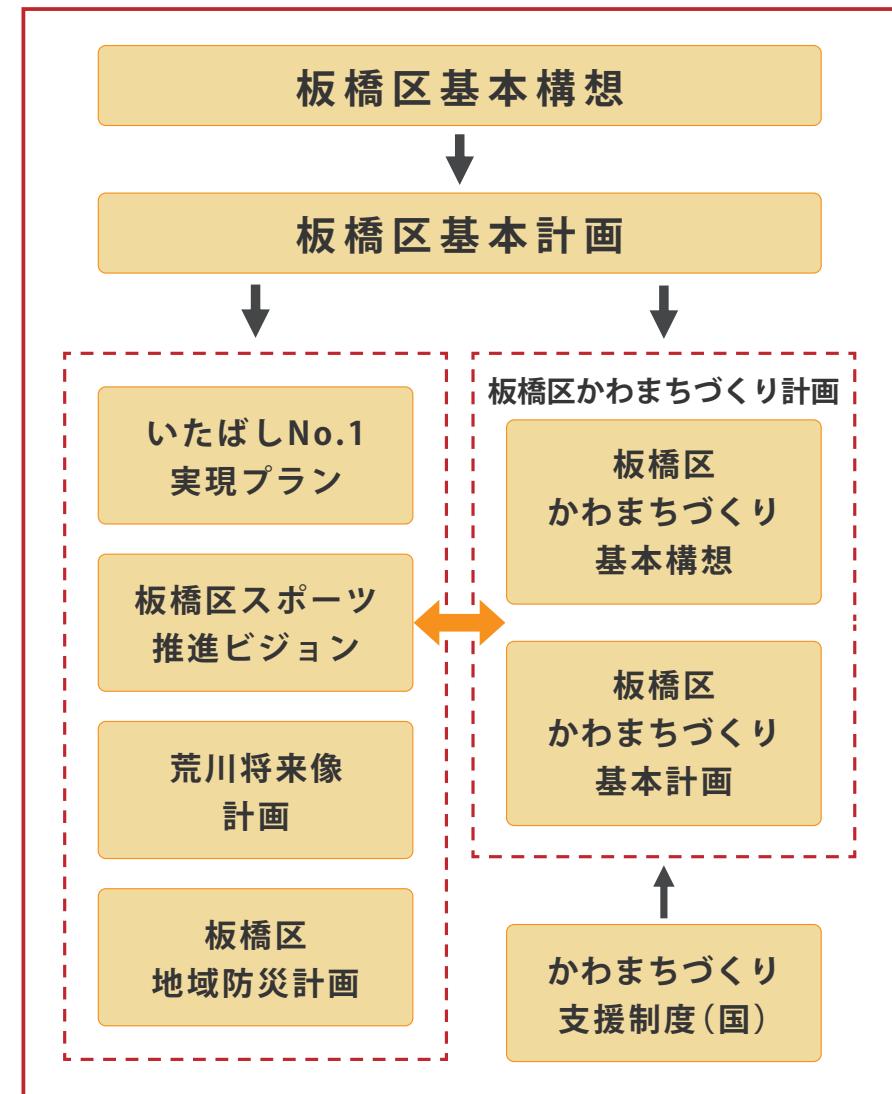
また、水辺はその使い方によって新たな価値を生み出す大きな可能性を秘めています。

板橋区かわまちづくり計画では、荒川河川敷が区民に愛され、そして「誇り」となるとともに、多くの区民が集い、「にぎわい創出」につながる水辺空間の形成を目指します。

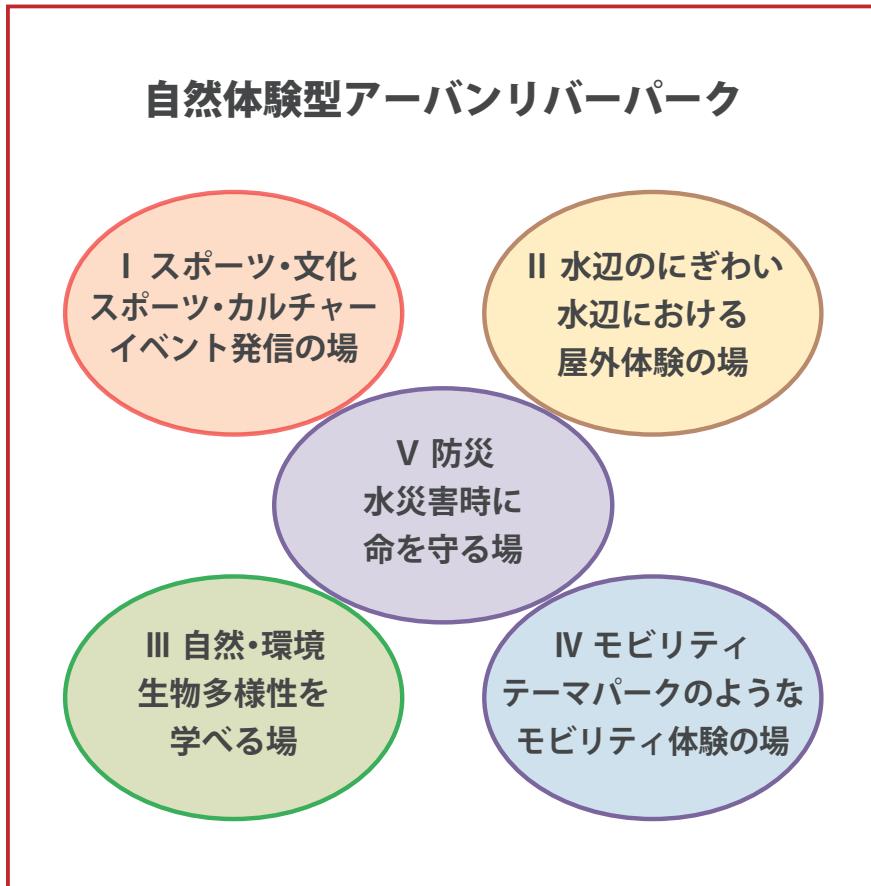
また、板橋区はこの取組に防災の視点を採用し、「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」のモデル地区に指定された舟渡・新河岸地区の水害対策を目的とした整備も行います。

詳細については、令和6年度に策定する「板橋区かわまちづくり基本計画」で決定します。

② 板橋区かわまちづくり計画の位置付け



4 板橋区かわまちづくり計画のコンセプト



I スポーツ・カルチャーイベント発信の場

世界陸連認証の「板橋Cityマラソン」や音楽フェスティバルなど、スポーツ・文化の魅力を発信するイベント等が荒川河川敷には数多くあります。河川敷の特徴を生かした取組を展開し、誰もが安全にスポーツを楽しめ、文化芸術に触れる機会を創出するとともに、スポーツ・カルチャーイベントを広く発信します。

II 水辺における屋外体験の場

板橋区の夏の風物詩「いたばし花火大会」の会場となっている荒川河川敷は、たくさん的人が訪れ、にぎわい・交流の拠点となるポテンシャルがあります。河川敷に親水広場などを整備し、ここでしかできない水辺における屋外体験ができる場とともに、「寄って・観て・遊べる」水辺のにぎわいを創出します。

III 生物多様性を学ぶ場

人と環境とが共生する都市「エコポリス板橋」として先進的な取組を行ってきた板橋区では、荒川河川敷の自然環境は重要な役割を果たしてきました。豊富な緑や河川環境を生かすことで、人々が集まり、遊び・体験しながら生物多様性について学ぶことができる機会を創出します。

IV テーマパークのようなモビリティ体験の場

広大な自然が広がる荒川河川敷内を歩きやすくするため、親水プロムナードを整備します。また、河川敷内を気軽に移動できるようするため、ミニトレインなどの新たなモビリティの検討を行うとともに、可動式コンテナを活用し、まるでテーマパークのようなモビリティを体験できる場とします。

V 水災害時に命を守る場

新河岸陸上競技場は、水害想定時に「命を守る場」として、緊急一時退避場所となります。新河岸陸上競技場からの脱出ルートを確保するため、連絡通路等を整備します。また、震災時には、荒川の水路が活用できるよう、物資が輸送できる拠点の整備を図ります。平常時には河川敷の資源を有効に活用し、防災意識啓発・防災教育の充実を図ります。

5 推進体制及び今後のスケジュール

① 板橋区かわまちづくり計画の推進体制

- ・「板橋区かわまちづくり基本構想」の策定にあたり、コンセプトアートの作成を、区内在住で区にゆかりのある「水戸岡銳治氏」の協力のもと進めてきました。
- ・「板橋区かわまちづくり基本計画」の策定についても、全国でさまざまな事業を成功させてきた水戸岡氏に総合的な監修をしていただきます。
- ・板橋区かわまちづくり計画を推進するため、担当組織を新設するとともに、事業実現性の観点から、事業者とのヒアリングを実施します。

② 板橋区かわまちづくり協議会

- 荒川の河川空間と板橋区のまちの空間の一体的な活用を図り、板橋区、地域住民、事業者、河川管理者が連携し、河川利用者や来街者の健康新進、交流人口の増加、地域の防災力の向上を図る取組を推進するため、「板橋区かわまちづくり協議会」を設置しています。

③ 事業手法の検討

民間事業者のノウハウを活用した施設の整備及び活用を進めため、Park-PFIなどの様々な民間活力手法について、整備・維持管理運営両面において比較検討したうえで、導入する手法を決定します。

※Park-PFI

飲食店、売店等の公募対象公園施設の設置又は管理と、その周辺の道路、広場などの特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度

④ 今後のスケジュール

- ・令和4年度 第1期かわまちづくり整備設計

→ 令和7年度完成予定

- ・令和5年度 板橋区かわまちづくり基本構想策定

- ・令和6年度 板橋区かわまちづくり基本計画策定

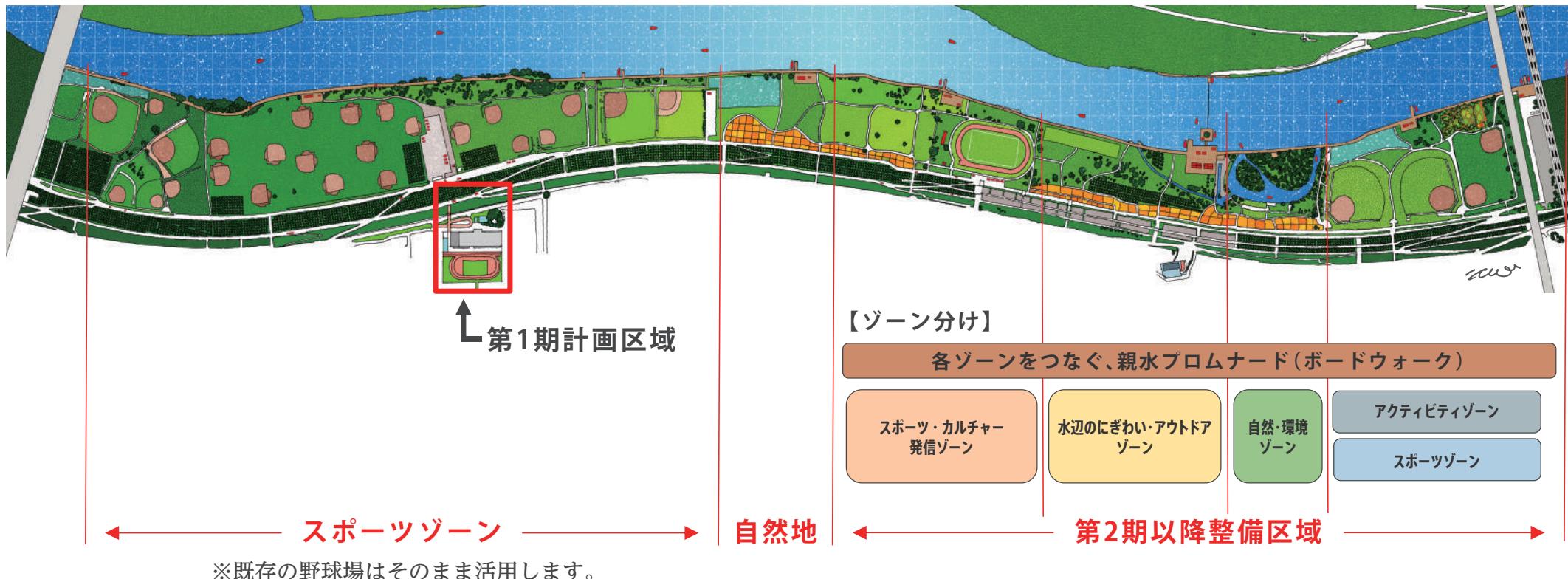
- ・令和7年度 第2期かわまちづくり整備設計

- ・令和8年度 第2期かわまちづくり工事

※ハード整備だけではなく、ソフト事業については、隨時展開していきます。

6 板橋区かわまちづくり基本構想の概要

① 対象区域イメージ図



② 第1期かわまちづくり整備の概要 (期間:令和4年度から7年度)

- 荒川氾濫想定時の「緊急一時退避場所」となる新河岸陸上競技場から荒川の堤防上を箇目橋まで行き、浸水地域外に脱出できるよう、連絡通路等を整備します。
- 連絡通路等の整備により、河川敷利用者の利便性・回遊性の向上につなげます。

③ 第2期以降かわまちづくり整備の概要 (期間:令和7年度以降)

- 第2期以降の概要については、本基本構想では8頁以降にイラスト等でイメージとしてお示しします。
- 詳細については、令和6年度に策定する「板橋区かわまちづくり基本計画」で決定します。

7 第1期かわまちづくり整備（令和4年度から7年度）

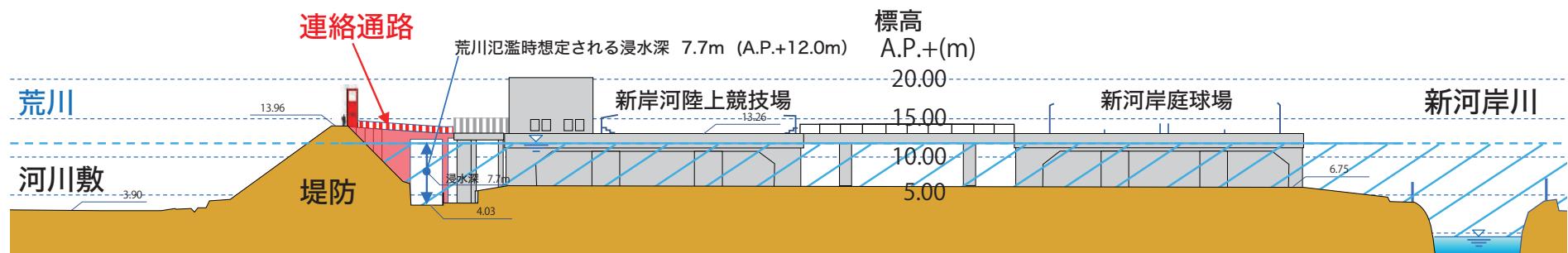
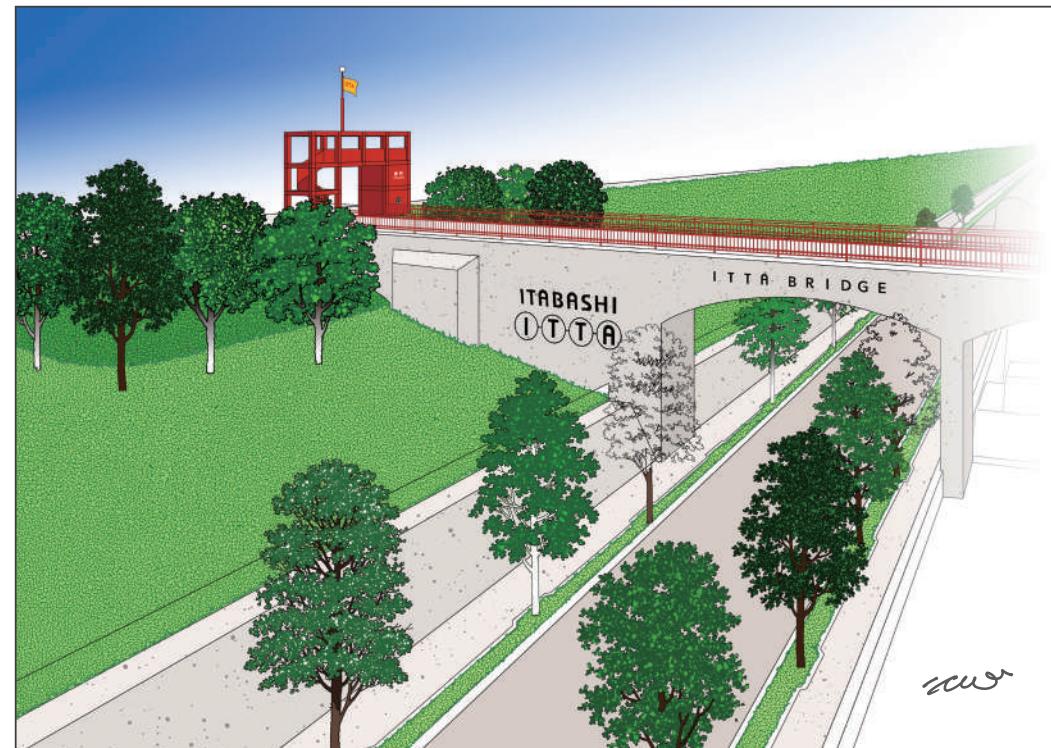
① 整備内容

新河岸陸上競技場から荒川の堤防を通り避難できるルートを確保するため、連絡通路を整備します。

② 目的

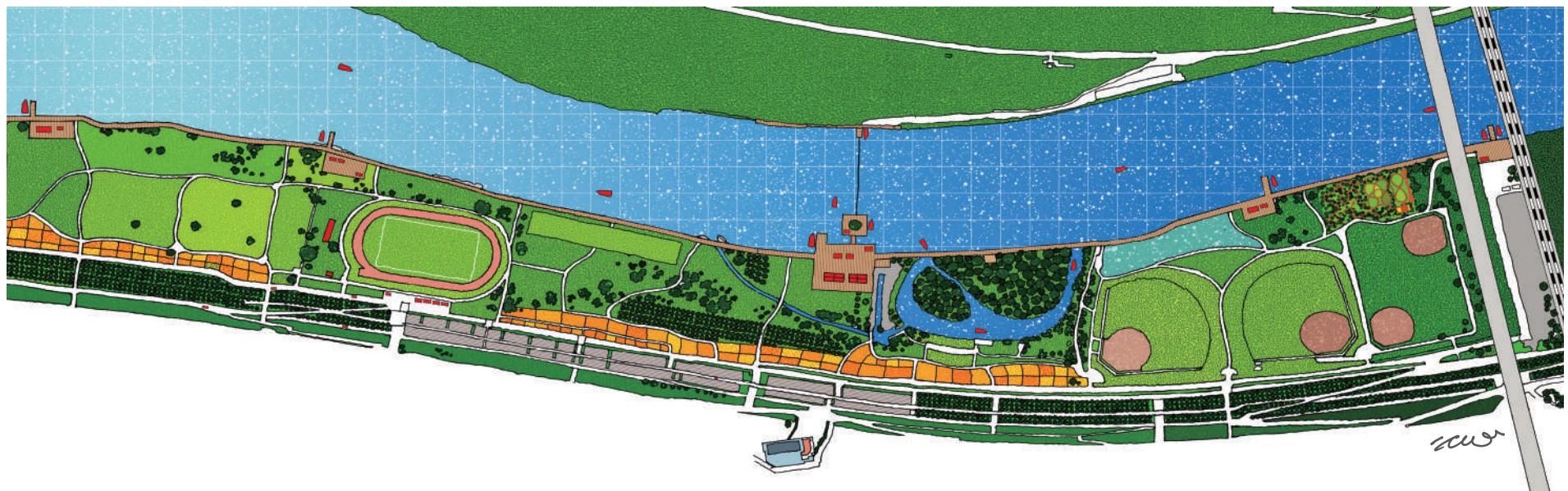
- ・河川敷利用者が新河岸陸上競技場管理棟の更衣室やトイレ等を活用することができるようになるなど、河川敷利用者の利便性・回遊性を向上させ、にぎわいを創出します。
- ・新河岸陸上競技場は、荒川の氾濫が想定される際の「緊急一時退避場所」となります。新河岸陸上競技場から連絡通路を通り、荒川の堤防上を箇目橋まで行き、浸水地域外に脱出することができます。

【連絡通路のイメージ】



⑧ 第2期かわまちづくり整備(令和7年度以降) ※詳細は「板橋区かわまちづくり基本計画」で決定します。

① 全体整備イメージ図



各ゾーンをつなぐ、親水プロムナード(ボードウォーク)

スポーツ・カルチャー発信ゾーン

主な整備内容等

- ・ラグビー場
- ・音楽フェスやグランドゴルフ大会等ができる空間

水辺にぎわい・アウトドアゾーン

主な整備内容等

- ・メイン広場(カフェ・レストラン等)
- ・親水広場
- ・キャンプ場

自然・環境ゾーン

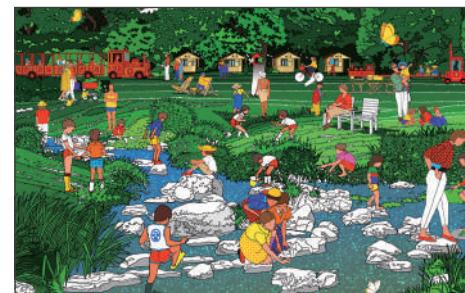
- ・生物生態園の活用
- ・リサイクルプラザの活用

アクティビティゾーン

主な整備内容等

マウンテンバイクコース

スポーツゾーン



Design & Illustration by Eiji Mitooka + Don Design Associates

②「スポーツ・カルチャー発信ゾーン」のイメージ
みどりと水が豊かな河川環境でにぎわいを創出



③「水辺のにぎわい・アウトドアゾーン」のイメージ
親水広場



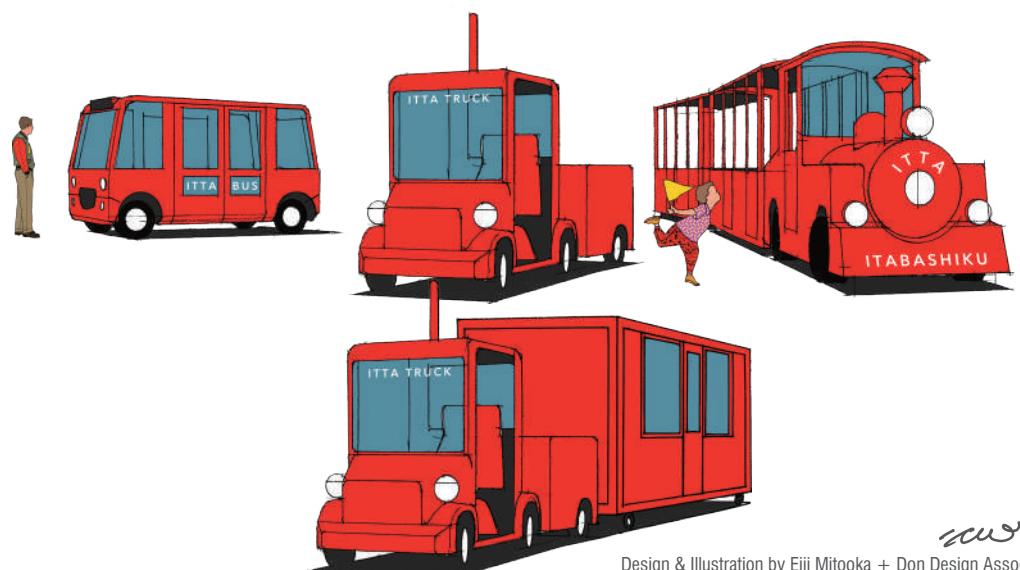
可動式コンテナの活用(メイン広場等で活用)



フローティングスペース(カフェスペース等)



河川敷内の移動手段(ITTA TRAINなど)



Design & Illustration by Eiji Mitooka + Don Design Associates

④ 第2期以降の整備の基本的考え方

各種整備事業については、河川管理施設に関する整備については国が実施し、それ以外の整備は区が実施します。

国と区の役割分担を含め詳細については、「板橋区かわまちづくり基本計画」で決定します。





水害時の犠牲者ゼロを目指して

舟渡地区における

水害時の避難ルールブック (改訂版)



このルールブックは・・・

- いつでも見られる場所に置いておきましょう！

令和4年12月 舟渡町会

より適切な避難に向けて 命を守るには

安全に避難をするために、台風の接近前やバスや電車が動いている時間に余裕をもって「事前避難」を行ってください。万が一、逃げ遅れた場合には、高い建物の上層階へ避難してください。**なお、台風が過ぎ去った後に、河川水位が最も高くなる可能性があるので、気を緩めないでください。**

事前の避難

こんな時に行う避難

- ・台風の接近前
- ・傘をさしても歩ける雨風
- ・バスや電車が動いている
- ・高齢者等避難の発令等

縁故避難
(分散避難)

浸水のおそれがない所に居住する家族、親戚、知人の家やホテルなどへ早めに避難する。

高台避難
(避難所避難)

- ・可能な限り区内の浸水が及ばない地域に避難する。
- ・区が指定する避難所が開設していることを確認し、できるだけ早く避難をする。

緊急時の避難

こんな時に行う避難

- ・緊急安全確保の発令
- ・堤防の決壊
- ・浸水まで時間の余裕が無い

緊急垂直避難

高台へ避難する時間的猶予がない場合、近くの丈夫な建物の上層階(4階以上)に移動し避難する。

水害時の避難ルール

避難の準備を開始

☞ 「避難の支援が必要な方（要配慮者）等」は 避難を開始

荒川【岩淵水門（上）】	新河岸川【笹目橋】
水位が 約 4 m を超過し、 さらに水位が上昇すると 見込まれる時	水位が 約 4 m を超過し、 さらに水位が上昇すると 見込まれる時

荒川【岩淵水門（上）】	新河岸川【笹目橋】
水位が 約 6 m を超過し、 さらに水位が上昇すると 見込まれる時	水位が 約 5 m を超過し、 さらに水位が上昇すると 見込まれる時

町会では、
「避難の準備を開始」を 約 4 m(岩淵水門(上))と約 4 m(笹目橋)、
「避難を開始」を 約 6 m(岩淵水門(上))と約 5 m(笹目橋)に決めています。

水害のおそれがある場合

バスでの避難（要配慮者）～その1～

舟渡町会では、要配慮者が避難所に移動する際、**日本中央バス**の援助協力を
をお願いしています。

① 避難対象者

- ・**要配慮者** および 補助支援者 です。

② 集まる時期

- ・**高齢者等避難**が発令されたときです。
- ・**高齢者等避難発令から3時間以内**に集まってください。
- ・バスが出る場合は、対象者に町会から連絡が入ります。

③ 集合場所と避難先

【集合場所】**舟渡小学校 西門** 【避難先】 区の指定避難場所

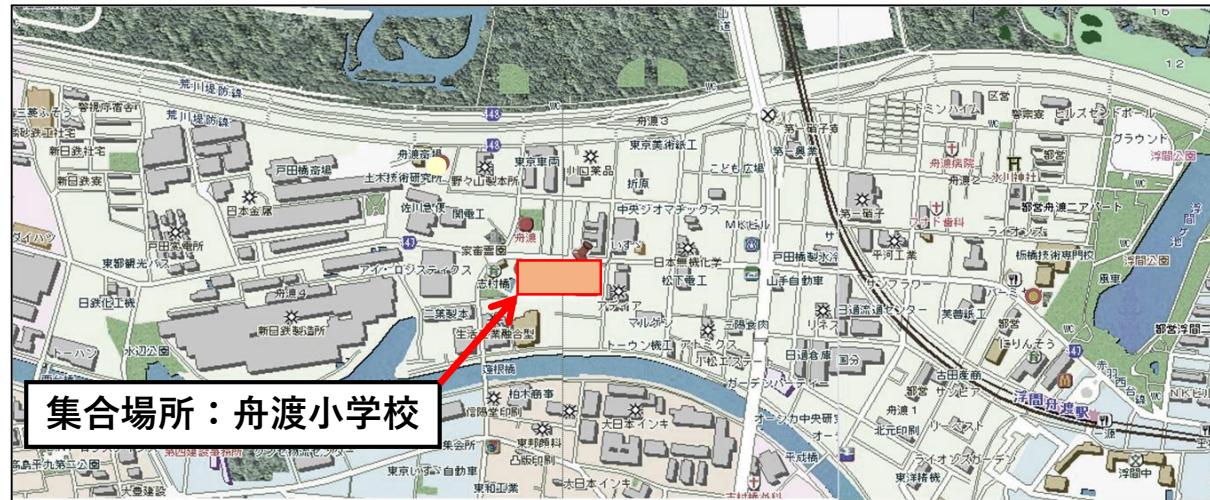
④ 避難時のルール

- ・避難用バスが、集合場所を離れるときは、学校の門に看板を取付けます。看板がある場合は、今後バスはもう来ません。

水害のおそれがある場合

バスでの避難（要配慮者）～その2～

【集合場所位置図】



【バスの乗り入れが可能な避難所】



舟渡町会ミニユータイムライン

ステージ1
2日前
避難の準備

- ・縁故避難呼びかけ開始
- ・住民防災組織等へ情報提供
- ・福祉施設等の避難支援準備
- ・笹目橋水位観測所(新河岸川)の水位

ステージ2
11時間前
避難の開始

- ・氾濫注意情報(岩淵)
- ・舟渡、新河岸地区に【高齢者等避難】を発令
- ・笹目橋水位観測所(新河岸川)の水位
- ・一時集合場所、避難所の開設

ステージ3
4時間前
地区から脱出

- ・氾濫警戒情報(治水橋)
- ・高台の避難所を開設
- ・【避難指示】を発令
- ・区外への避難を伝達

ステージ4
0時間
避難の徹底・
継続

- ・氾濫危険情報(岩淵)の発表
- ・【緊急安全確保】の発令

町会がすること

縁故等避難の準備を開始する

- 防災情報等の収集
- 情報が伝わりにくい人への情報伝達
- 要支援者の所在確認
- 町会の各班での情報共有と役割の確認
- 他町会との連携事項の確認

個人ですること

- 縁故避難の準備開始(分散避難)
- 避難グッズの確認
- ハザードマップの確認

縁故等避難の開始 要支援者は避難開始

- 防災情報等の収集
- 要支援者に対する避難支援
- 要支援者の避難状況の確認
- 地区住民への早めの避難の呼びかけ

- 縁故避難の開始(分散避難)
- 要支援者の避難開始
- 地区住民の避難準備

住民は地区から離れ、避難する 風雨が強くなる前に避難する

- 避難誘導
- 地区住民への避難支援
- 町会員の避難状況の確認
- 避難支援者は支援を終えて避難

□ 速やかに避難

確実に安全な状況になるまで避難場所から離れない・戻らないを徹底する

- 避難者の状況確認
- 町会員・地区住民の避難状況の共有
- 避難者への被害状況の提供

- 避難完了
- 安全確保

舟渡地区区民と区長との懇談会 区から情報提供

1 熱中症予防のために

熱中症とは、身体が暑さに対して適応できず、体の中の水分や塩分のバランスが崩れることにより起こる病気です。高温多湿で、風が弱かったり、日差しが強かったりすると熱中症が発生しやすくなります。気温などの環境条件だけでなく、日ごろの体調や暑さに対する慣れなども影響します。

適切な予防法を知り、早めに対処することで重篤化を防ぐことができますので、暑さを避け、こまめな水分補給と体調管理により熱中症を予防しましょう。

区では、62か所（令和6年6月27日現在）の一時休憩所を6月1日から10月23日まで、区役所本庁舎1階をはじめとする区内施設にて開設しておりますが、「特別警戒アラート」が発出された際は、区ではクーリングシェルターとして開放します。外出時などの休憩に、お気軽にご利用ください。



熱中症予防リーフレット



熱中症対策 一時休憩所
案内のぼり旗

2 令和5年7月1日に板橋区LINE公式アカウントを開設しました。

LINE公式アカウントでは、防災、子育て、ごみ・リサイクルなどのくらしに関する情報や、イベント情報のほか、受け取りたい情報をカテゴリー別に選択することができます。また、メニューからは、区ウェブサイトへ手軽にアクセスすることができます。

便利な機能がたくさんありますので、ぜひ友だち追加してご利用ください。

登録方法1

右の二次元コードから友だち追加

登録方法2

LINEアプリのホーム画面のID検索画面から「@itabashi」と検索し、友だち追加



3 こんなトラブル相談増えています！安価な不用品回収サービスのはずが高額請求に

○相談事例

「2トントラック詰め放題」とのインターネット広告を見て事業者に不良品回収を頼んだところ、作業当日に「不良品を載せることができるのは荷台の高さ（20～30cmまでだ）」と言われた。詰め放題ではなかったので回収を断ると、「キャンセル料 15,000円を支払え」と言われ、しかたなく支払った。

○消費者センターからのアドバイス

- ・区から一般廃棄物処理業の許可を受けず、回収する業者へ依頼することは避け、事前に見積もりを取り、作業内容や料金を明確にしてもらいましょう。
- ・廃棄物として処理する場合は、「板橋区粗大ごみ受付センター」や「家電リサイクルセンター」へ申し込むなど、区のルールに従い、適正に処理するようお願いいたします。

こんなトラブル相談増えています！
安価な不用品回収サービスのはずが高額請求に

相談事例

●区から一般廃棄物処理業の許可を受けず、回収を行う事業者に依頼することは避けましょう。
●新規に見積もりを取りましょう。見積もりを取るときのポイント
・作業内容、料金を明確に決めてもらう
・作業内容、料金を明確に決めてもらう
●廃棄物として処理する場合は、「板橋区粗大ごみ受付センター」や「家電リサイクル受付センター」へ申し込むなど、区のルールに従い適正に処理するようにお願いいたします。

【板橋区粗大ごみ受付センター】
(月曜～土曜の午前9時～午後7時、祝日を含む・年末年始を除く)
インターネットから申込できます

【家電リサイクル受付センター】
(月曜～土曜の午前9時～午後5時、祝日を含む・年末年始を除く)
インターネットから申込できます

4 消費者トラブルひとりで悩まずすぐ相談 消費者トラブルホットライン 188

○188「いやや」消費者ホットライン

様々な消費者トラブルに巻き込まれたら悩まず消費者ホットラインに相談してください。消費者ホットラインは地方公共団体が設置している身近な生活相談窓口におつなぎします。

○板橋区消費者センター公式X（旧Twitter）のご案内

板橋区消費者センターは、消費者トラブル情報など暮らしに役立つ情報をX（旧Twitter）でタイムリーに発信しています。

Xに登録していなくても、チラシの「二次元コード」または「URL」から情報をご覧いただけますのでご利用ください。

消費者トラブルひとりで悩まずすぐ相談 消費者ホットライン

188

「いやや」消費者ホットライン
様々な消費者トラブルに巻き込まれたらまず相談！
「いやや」188 受け取り番号入り、と覚えてください。
※お問い合わせは料金無料です。ナビゲーション用料金がかかります。

【板橋区消費者センター公式X（旧Twitter）】のご案内
公式アカウント shohi_itabashi
板橋区消費者センターは、消費者トラブル情報をなど暮らしに役立つ情報をX（旧Twitter）で発信しています。お問い合わせ等ございましたら、お気軽にご連絡ください。
ご登録いただくことで、下記の「二次元コード」または「URL」からX（旧Twitter）をご覗いただけます。
【URL】https://twitter.com/shohi_itabashi 【二次元コード】

VI 区長結び挨拶

本日は、限られた時間ではございましたが、貴重なご意見等をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日の懇談会では、小学生の放課後の居場所に関することや、地域センター等におけるWeb環境の拡充に関すること、「かわまちづくり」に関することなど、テーマが多岐にわたり、地域の皆様の関心の高さを感じる機会となりました。

皆様からいただいたご意見・ご要望につきましては、できることは速やかに実行に移し、検討・調整を要するものについても、十分に検討し、よりよい区政の実現に向けて取り組んでまいりますので、今後とも、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、安心・安全で快適な地域づくりのためには、地域コミュニティを活性化し、より発展させていく必要があることを、強く感じております。

そのため、日頃より、地域にて活発に活動されております皆様方のお力添えをいただきながら、地域課題をともに考え、問題解決に向けて、ともに取り組んでまいりたいと存じますので、引き続きのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、舟渡地区の益々のご発展と、本日お集まりいただきました皆様の、益々のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、お礼のご挨拶に代えさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。